

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市スポーツ推進審議会
根拠法令等	①スポーツ基本法 ②川崎市スポーツ推進審議会条例 ③川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
設置年月日	平成24年1月1日（条例施行日）
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法第31条に規定する事項について調査審議を行うこと。 【第31条都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。】 ・スポーツ基本法第35条の規定に基づき意見を述べること。 【第35条国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。】
委員数	15名
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関し学識経験を有する者 6名 ・市内の学校体育関係団体から推薦された者 2名 ・市内のスポーツの振興のための事業を行う団体から推薦された者4名 ・本市の区域内に住所を有し、スポーツに関する知識又は経験を有する市民2名 ・その他市長が適当と認める者 1名
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	市民文化局 市民スポーツ室 電 話 044-200-3312 ファックス 044-200-3599
ホームページアドレス	